

多摩北部医療センター医療情報システム等運用管理要綱

平成17年10月1日

17保北病第503号

(目的)

第1条 この要綱は、多摩北部医療センターにおける病院医療情報システム等の安全かつ合理的な運用を図り、併せて、法令に基づき保存が義務づけられている診療録（診療諸記録を含む。）（以下「保存義務のある情報」という。）の電子媒体による運用の適正な管理を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(定義及び基本原則)

第2条 病院医療情報システム等とは、電子カルテシステム及び電子カルテシステムと接続する臨床検査科、手術室、放射線科、薬剤科、栄養科、リハビリ科、内視鏡室、医事課、看護部（病棟等）の各部門システム並びに院内LANネットワークシステムおよび人事給与・財務会計システムのことをいう。

2 病院医療情報システム等は、次の各号に掲げる基本原則に則り運用する。

(1) 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。

(2) 病院医療情報システム等の利用にあたっては、守秘義務を遵守し、患者個人の情報を保護する。

(3) 病院医療情報システム等へのコンピュータ・ウィルスの侵入及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。ソフトのインストールは情報委員会が必要と認定したもののみとし、それ以外のインストールを禁止する。

USB端子等を通して、フロッピー、USBメモリー等との接続を禁止する。

(4) 各部門システムにおいて更に詳細な取り決めが必要な場合は、システム毎に要綱を定めて関係職員に周知する。

(病院医療情報システム等の管理体制)

第3条 病院医療情報システム等を管理するため、次の各号に掲げる責任者を置き、管理体制は別に示すとおりとする。

(1) 病院医療情報システム等の管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、病院長または病院長が指名する者（副院長）を充てる。当職は「多摩北部医療センター情報システムセキュリティ対策実施基準」に定める「セキュリティ管理者」を兼ねる。

(2) 病院医療情報システム等の運用責任者（以下「システム運用責任者」という。）を置き、システム管理者が指名する。

(3) 各部門システムの監視責任者（以下「監視責任者」という。）を置き、各部門の長をもつて充てる。当職は「多摩北部医療センター情報システムセキュリティ対策実施基準」に定める「セキュリティ責任者」を兼ねる。

(システム管理者)

第4条 システム管理者は、病院医療情報システム等の管理・運営を統括し、本要綱を本

院の所属職員に周知するとともに、要綱に基づき作成された文書を閲覧に供し保管する。

(システム運用責任者)

第5条 運用責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 病院医療情報システム等を安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかにシステム管理者に報告する。
- (2) 利用マニュアル及び仕様書等を整備し、必要に応じて速やかに利用できるよう各部門に周知する。
- (3) 病院医療情報システム等の有効活用を図り、機器の配置及び利用について決定する。
- (4) 利用者に対して、病院医療情報システム等の安全な運用に必要な知識及び技能を研修する。
- (5) 病院医療情報システム等と外部システムとのデータの連携に関して、システム管理者の承認を得る。

(監視責任者及びセキュリティ責任者)

第6条 監視責任者（セキュリティ責任者を兼ねる）は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 部門システム及び接続機器の内容に変更が必要な場合は、運用責任者の承認を得る。
- (2) 部門システム及び接続機器に問題が生じた場合は、直ちに運用責任者に報告する。
- (3) 個別に接続された機器へのコンピュータ・ウィルス及び不正アクセスに対する対策を講じる。

(総合医療情報システム運営委員会)

第7条 病院医療情報システム等の安全かつ合理的な運用を図るため、総合医療情報システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は別に定める。

3 電子カルテシステムが稼働するまでの間は、「電子カルテシステム開発導入委員会」および「医療情報総合システム委員会」が当委員会の機能を代行する。

(利用者の定義と責務)

第8条 病院医療情報システム等を利用できる者は、次の各号に掲げる利用資格者の内、システム管理者が利用を許可した者とする。

- (1) 当院の職員で医療業務に従事する者
- (2) 臨床研修医
- (3) 診療従事者の許可を得ている者
- (4) システム管理責任者の許可を得た研究員及び研究生
- (5) その他システム管理責任者が必要と認めた者（業務委託会社の従事職員等）

2 利用者の職種等により、電子カルテシステムの利用制限が課せられる。

3 利用者は次の責務を負う。

- (1) 病院医療情報システム等の利用にあたっては、利用者認証に関する情報（以下「ID及びパスワード」という。）を取得するために、病院医療情報システム利用申請書兼誓約書（別紙様式1）により利用申請を行い、署名押印をする。上記手続は、電子カルテシステム及びオーダーリングシステムを利用する職員に限り適用する。
- (2) 利用者認証に関しては、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 利用者は、病院医療情報システム等を使用する際に必ず自己の認証を行う。
 - ② 利用者は、ID及びパスワードを他人に教えてはならない。また、他人が容易に知ることができる方法でID及びパスワードを管理してはならない。
 - ③ 利用者が正当なID及びパスワードの管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、その利用者が責任を負う。
- (3) 病院医療情報システム等から個人を特定できる情報を取り出す場合、患者の個人情報保護のため、事前にシステム管理者の許可を得なければならない。
ただし、診療の現場で、診療の必要に応じて、患者及び患者家族、あるいは、本人の承諾を得て第三者に提供する情報はこの限りではない。
- (4) 研究・教育・研修を目的に、担当部署以外の多数症例の情報を取り出す場合には、システム管理者の許可を必要とする。
- (5) 病院医療情報システム等の動作の異常及び安全性の問題点を発見したときは、直ちに運用責任者に報告しなければならない。
- (6) 利用者が病院医療情報システム等の利用資格を失った場合及び利用しなくなった場合並びに利用状況に変更があつた場合には、運用責任者及び監視責任者に速やかに報告しなければならない。
- (7) 利用者は、運用責任者が実施する運用指針及び安全性についての研修を受けなければならない。また、運用責任者からの運用及び安全性に関する通知を理解し、遵守しなければならない。

(医療情報の開示)

第9条 医療情報の開示に関しては、「(財)東京都保健医療公社個人情報の保護に関する規程」に基づいて対応する。

(罰則)

第10条 本要綱に違反があつた場合には、病院医療情報システム等の利用停止を行うこととし、停止期間等の内容については、運営委員会の議を経てシステム管理者が決定する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、病院医療情報システム等の運用管理に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、システム管理者が別に定める。

附 則 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。電子カルテシステムに関する規定に限り、稼働予定の平成18年10月1日から施行する。